

全建事発第 079 号
令和 3 年 8 月 23 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び
期間の延長（令和 3 年 8 月 17 日）に伴う工事及び業務の対応等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 8 月 17 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域については茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県を加えた 1 都 2 府 10 県に、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、今般緊急事態措置を実施すべき区域に追加された上記の 1 府 6 県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県を加えた 1 道 15 県に変更され、実施する期間についても、それぞれ 9 月 12 日までとする決定がなされたところです。

これを踏まえ、国土交通省より、施工中の工事における感染拡大防止対策の徹底等について、別添 1 及び 2 のとおり通知がありましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、緊急事態措置区域及びまん延防止重点措置区域における雇用調整助成金については、別添 1 及び 2 に記載のとおり、8 月末と同水準の支援を 9 月末まで行うこととされましたので、併せてご周知ください。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和3年8月18日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置区域においては、8月末までと同水準の支援を9月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しくお願いします。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を新たに追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県

において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年8月18日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月8日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事

従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月18日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月8日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いします。

特に、まん延防止等重点措置においては、重点措置区域である都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤等について、『出勤者数の7割削減』を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。」とされており、出勤者数の削減のための取組について都道府県へのご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、重点措置区域においては、8月末までと同水準の支援を9月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、

必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しく申し上げます。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更等に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を新たに追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県

において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年8月18日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月8日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事

従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。